
監査だより Vol.21

岩手県監査委員事務局 平成 25 年 10 月発行

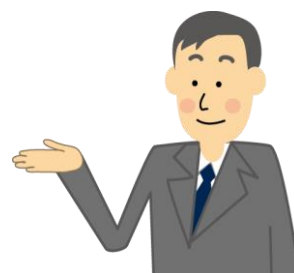
☆ **ご紹介いたします** ☆

新しい監査委員をお迎えしました！！

平成 25 年 10 月 3 日付けで、議会選出の高橋元委員と佐々木大和委員が退任されました。

これに伴い、平成 25 年 10 月 4 日から新たに柳村岩見委員と高橋昌造委員をお迎えしております。

引き続き、よろしくお願いいたします。



☆ **最近の監査事例から** ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてもはどうでしょうか？

監査で指摘又は注意した不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。
同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。

財産管理簿を整理していますか？

財産管理事務の不適当(指摘)



財産を取得、処分した場合は、財産管理簿を整理し、財産の状況を明らかにしておく必要があります。(公有財産規則第 9 条等参照)

複数の機関において、財産と財産管理簿が一致しない事例がありました。新たに設置したトイレや自転車置場等、植栽した立木、取り壊した工作物などのケースです。

財産としての理解が不足していたり、設置時の処理の失念、工事担当者と財産管理担当者との連絡が不十分であったことなどが原因とされますが、県民から負託された財産であり、極めて重要なものであることから適正な管理に努めてください。

担当者任せにしてませんか。

収入証紙の取扱いの不適当(指摘又は注意)



取り扱った（消印した）証紙の収納額については、毎月分を翌月10日までに出納局長に報告（財務会計システム入力）しなければなりません。報告を失念したり、誤った金額を報告している事例が散見されます。

担当者以外に十分なチェックが行われていなかったことが原因とされますので、担当者任せにすることなく、複数人でしっかり確認をしてください。

（岩手県収入証紙条例施行規則第21条参照）

毒物・劇物の管理は適切ですか？

物品の取得、管理又は処分の不適当(注意)

毒物・劇物の管理に当たり、毒物劇物管理簿等による在庫量の管理を行っていない例がありました。

毒物・劇物を取り扱う県の機関は、毒物及び劇物取締法において「業務上取扱者」とされており、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏洩等を防止するのに必要な措置を行うことや、容器や貯蔵場所等への表示を行うことなど、各種の義務が課されています。

毒物劇物は、その取扱いによっては、保健衛生上大きな危害を及ぼすおそれがあるばかりでなく、犯罪・事件に繋がる可能性も高いことから、細心の注意をはらって管理することが必要とされます。



- 例えば、
 - ・保管庫は頑丈な構造で施錠
 - ・管理簿は使用の都度使用量・残量を記載
 - ・貯蔵庫、容器又は被包への表示

☆ 出前説明会のご案内 ☆

出前説明会を開催します！！

監査において指摘事項があり、当該機関で改善がなされても、別の機関において同じような指摘事項が散見されます。

監査委員事務局では、不適正な事務処理の未然防止・再発防止の観点から、指摘事例や措置の内容等について、出前説明会を実施しています。

実施希望や詳細については、監査第二課(内線6255)までご連絡ください。



☆ 平成25年度(上期)の監査結果と特徴 ☆

指摘・注意件数が、前年度に比べ1件減少するも、契約・補助金事務に関するもの及び財産管理が増加傾向。

《結果》

平成25年度(上期)における監査の指摘・注意件数は次のとおりです。

平成24年度(上期)の指摘・注意件数に比較して、指摘が7件増加、注意が8件減少しています。

指摘区分別	平成25年度(上期)			平成24年度(上期)			対前年度比			摘 要 (H25の主な内容)
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
予算経理一般	1	-	1	-	-	-	-	-	-	
収入事務	11	11	22	16	11	27	△5	-	△5	調定の不適當→16 (調定の遅れ→10)
支出事務	15	11	26	15	24	39	-	△13	△13	支払の遅れ→11 支出金額の誤り→5
契約事務	8	6	14	2	4	6	6	2	8	当初設計額の積算誤り→3 変更契約時期の不適當→3
工事の執行	-	2	2	1	1	2	△1	1	-	当初設計額の積算誤り→2
補助金事務	3	4	7	2	1	3	1	3	4	完了確認の不十分・遅れ→3 交付決定の遅れ→2
財産管理	12	16	28	6	17	23	6	△1	5	備品管理一覧表の未整理 財産管理簿等の未整理
行政事務の執行	1	2	3	2	2	4	△1	-	△1	工事請負費部分払の遅れなど
合 計	51	52	103	44	60	104	7	△8	△1	

注) 指摘事項は県報公表を行っている不適當な事案ですが、注意事項はそれまでに至らない事案です。

【 特 徴 】

- ・調定の不適當なものや旅費、職員手当の支給額の誤り、遅れなど、担当者以外に十分なチェックが行われていないことが原因で生じた誤りが多く見られました。
- ・また、財産管理簿等、備品管理一覧表及び重要物品管理表の未整理など財産管理が不十分なものが増加しています。
- ・なお、前年度に指摘・注意した事項が改善されていなかったもの、指摘等の件数が多い所属などが見受けられました。

☆ 決算審査意見書の概要をお知らせします ☆

監査委員は、毎会計年度、普通会計及び企業会計の決算を審査し、審査意見書を提出します。また、財政健全化法に基づき、財政の健全性及び経営の健全性を審査しました。今回の監査だよりでは、その概要をお知らせします。

1 『平成24年度岩手県歳入歳出決算』審査意見書

(1) 一般会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて1,315億円余(9.8%)の減少、歳出も1,467億円余(11.7%)の減少となった。歳入は、災害救助負担金、震災復興関連基金の造成に係る交付金等の国庫支出金や地方交付税の減により減少した。歳出は、救助費等の民生費や東日本大震災津波復興基金積立金等の総務費の減により減少した。
- ② 歳入歳出差引額は1,100億3,185万1千円で、実質収支額は284億8,861万9千円の黒字となった。



【歳入歳出決算収支の状況 (一般会計)】

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	1,217,238,392 千円	1,348,825,953 千円	△131,587,561 千円	△9.8%
歳出決算額 (b)	1,107,206,541 千円	1,253,973,825 千円	△146,767,284 千円	△11.7%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	110,031,851 千円	94,852,128 千円	15,179,723 千円	16.0%
翌年度へ繰越すべき財源 (d)	81,543,232 千円	80,906,968 千円	636,264 千円	0.8%
実質収支額 (c) - (d)	28,488,619 千円	13,945,160 千円	14,543,459 千円	104.3%

(2) 特別会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて100億円余(4.3%)の増加、歳出も115億円余(5.2%)の増加となった。
- ② 歳入歳出差引額は88億6,468万2千円で、実質収支額は49億6,024万円の黒字となった。

【歳入歳出決算収支の状況 (特別会計)】

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	243,602,494 千円	233,595,319 千円	10,007,175 千円	4.3%
歳出決算額 (b)	234,737,812 千円	223,184,731 千円	11,553,081 千円	5.2%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	8,864,682 千円	10,410,588 千円	△1,545,906 千円	△14.8%
翌年度へ繰越すべき財源 (d)	3,904,442 千円	6,171,838 千円	△2,267,396 千円	△36.7%
実質収支額 (c) - (d)	4,960,240 千円	4,238,750 千円	721,490 千円	17.0%

(3) 総括的意見

- ① 復興を加速させるため体制面を強化し、用地取得などの課題に適切に対応するとともに、国との連携のもとに一層の財源確保を図られたい。併せて、適時適切な事業の執行に努められたい。
- ② 今後、県債の償還がピークに達するなど厳しい財政運営が予想されることから、中長期的な視点に立ちながら財政健全化に向けた計画的な財政運営に取り組まれたい。
- ③ これまで以上に「選択と集中」を徹底するなど、限られた財源を重点的かつ効率的に活用しながら、震災からの早期復旧・復興と県民福祉の増進に努められるよう期待する。

(4) 個別的意見

① 留意改善を要する事項について

指摘件数が前年度に比べて13件増加していることから、再発防止を図り適正な事務の執行に努められたい。

② 内部管理体制について

指摘事項の中には、組織内でのチェック体制が十分に機能していない事例が見受けられたことから、内部チェック機能が形骸化することのないよう、進行管理や確認を十分に行うとともに、管理監督者のリーダーシップのもと、内部管理体制の強化に努められたい。

③ 収入未済額について

収入未済額の縮減については、回収マニュアルの活用など一定の努力は認められるものの、今なお多額な収入未済額があることから、より強力な取組に努め、縮減を図られたい。

④ 財産管理について

指摘事項では、財産と関連帳票との不一致など財産管理の不適当なものが増加する傾向にあることから、財産の適正な管理を徹底するとともに、所要の目的に応じたより効果的な運用に努められたい。併せて、遊休財産の利活用又は処分についても積極的に推進されたい。

⑤ 職員の資質向上について

復興の加速化には迅速かつ適正な事務処理が求められるが、指摘事項では、財務諸規程の理解不足などを背景とした会計事務の遅れや誤りが多く見受けられた。このことから、職員研修の充実、職場内でのノウハウや知識の継承など、一層の職員の資質向上に努められたい。

事務局長から

平成24年度会計に係る決算特別委員会で、決算審査意見書で言及した内部管理体制や財産管理の問題が取り上げられました。

審議内容は割愛しますが、同意見書は、監査の結果、指摘件数が増加したほか、同様の案件につき2年連続の指摘、多数の指摘件数の機関が複数あったことなどを踏まえたものであり、改めて公金を扱っている意識や緊張感をもって業務を遂行する必要性を痛感したところです。

各公所によっては、審議を通じて、改めてOJTの充実やチェック体制の強化をお願いします。



2 『平成24年度岩手県立病院等事業会計決算』審査意見書



(1) 決算の状況

- ① 総収支は、事業収益 99 億 1,879 万円余に対し、事業費用は 98 億 9,307 万円余で、13 億 2,571 万円余の純利益を計上し、7年ぶりの黒字決算となり、累積欠損金は 191 億 7,956 万円余に減少した。
- ② 事業収益は、入院・外来患者数が減少したものの、診療報酬改定による増収や上位施設基準取得、がん化学療法件数の増加などにより患者 1 人 1 日当たりの収益が伸びたことなどから 36 億 4,966 万円余増加した。
- ③ 事業費用は、東日本大震災津波による被災建物の除却や修繕等による特別損失が前年度に比べて 13 億円余減少したが、診療材料費等の増加のほか、退職給与金の全額費用化、退職給与金及び開発費等の繰延勘定償却の増加などにより、18 億 5,028 万円余増加した。

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	99,918,795 千円	96,269,127 千円	3,649,668 千円	3.8%
事業費用 (b)	98,593,080 千円	96,742,791 千円	1,850,289 千円	1.9%
純利益 (c) = (a) - (b)	1,325,715 千円	△473,664 千円	1,799,379 千円	—
前年度繰越欠損金 (d)	20,505,285 千円	20,031,621 千円	473,664 千円	2.4%
当年度未処理欠損金(e) = (c) + (d)	19,179,570 千円	20,505,285 千円	△1,325,715 千円	△6.5%

利用患者数の状況

項 目	平成 24 年度	平成 23 年度	対前年度増減
入院患者数	1,343,965 人	1,364,323 人	△20,358 人
外来患者数	2,084,170	2,085,980	△1,810
計	3,428,135	3,450,303	△22,168

(2) 審査意見

- ① 新たな地方公営企業会計基準への対応として、退職給与金の全額費用化や繰延勘定の前倒し償却を進めたうえで、7年ぶりの純利益を計上するなど経営努力が認められるが、累積欠損金が 191 億 7,956 万円余にのぼる状況の中で、新会計基準では退職給与引当金の義務化や減損会計が導入されること等から、平成 26 年度には多額の損失計上が見込まれる。
このことから、今後の事業運営に当たっては、医業収益の確保はもとより、病床の適正管理や薬品費・材料費の効率的な執行など、経営体質の強化に向けた取組をなお一層積極的に推進されたい。
- ② 医師確保及び定着支援策を積極的に推進し、地域医療機関との連携促進など、地域医療を支える体制の更なる強化を期待する。特に被災沿岸3病院の再建については、早急な開院に向けた着実な取組を望むものである。
- ③ 平成 26 年度からの次期経営計画については、今期経営計画の成果と課題を十分に検証し策定するとともに、計画の基本方針や県立病院の担うべき役割、経営に対する新会計基準の影響などについて、県民に対し十分説明されたい。

3 『平成24年度岩手県電気事業会計決算』審査意見書

(1) 決算の状況

- ① 総収支の状況は、事業収益 41 億 3,461 万円余に対し、事業費用は 36 億 5,464 万円余で、純利益 4 億 7,997 万円余(対前年度 7,804 万円余減)を確保した。
- ② 当年度の水力発電は、平成 24 年 12 月に胆沢第四発電所が運転開始したものの、卸供給料金の単価引下げや夏季の渇水で出水率が前年度を大幅に下回ったことなどから、事業収益が減少し、純利益が減となったものである。



区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	4,134,613 千円	4,394,356 千円	△259,743 千円	△5.9%
事業費用 (b)	3,654,642 千円	3,836,343 千円	△181,701 千円	△4.7%
純利益 (c) = (a) - (b)	479,971 千円	558,013 千円	△78,042 千円	△14.0%
当年度未処分利益剰余金 (d)	479,971 千円	558,013 千円	△78,042 千円	△14.0%

(2) 審査意見

- ① 当事業は黒字が継続しているが、卸供給料金の単価引下げが続いており、また当面、財務収益の回復も見込めない状況にあるなど、公営電気事業にとって厳しい収益環境が続くものと予想されることから、今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針」に掲げる「運転年数 100 年」の実現に向け、老朽化施設の修繕・改良を計画的に実施し、電力の安定供給に努め、経営環境の変化に的確に対応できるよう更なる経営の効率化に努められたい。
- ② 企業局では胆沢第三発電所を建設中であるが、今後も新たな風力発電や太陽光発電など再生可能エネルギーの開発に向けた計画を着実に推進し、採算面も考慮のうえ事業拡大の検討を進められたい。
- ③ クリーンエネルギー導入支援等の地域貢献活動については、県民福祉の向上や地域の発展に寄与していると認められることから、地域のニーズを的確に把握して今後も積極的に取り組まれたい。

4 『平成24年度岩手県工業用水道事業会計決算』審査意見書

(1) 決算の状況

- ① 総収支の状況は、事業収益 9 億 7,418 万円余に対し、事業費用は 15 億 9,997 万円余で、純損失 6 億 2,578 万円余(対前年度 7 億 6,026 万円余減)となった。
- ② 事業収益は、ほぼ前年度並みを確保した。一方、事業費用は、修繕費、委託費、減価償却費などが減となったものの、入畑ダム共同施設の一部有償譲渡等による固定資産売却損等として 8 億 9,336 万円余の特別損失を計上したことから大幅な増加となり、平成 8 年度以来の赤字決算となった。

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	対前年度増減額・率	
事業収益 (a)	974,187 千円	974,101 千円	86 千円	0.0%
事業費用 (b)	1,599,970 千円	839,616 千円	760,354 千円	90.6%
純利益 (c) = (a) - (b)	△625,783 千円	134,485 千円	△760,268 千円	—
当年度未処分利益剰余金 (d)	△625,783 千円	134,485 千円	△760,268 千円	—

(2) 審査意見

- ① 当年度は、超過水量の需要拡大や財務収益の増加等により、経常利益が前年度を上回るなど経営努力が認められる。
- ② 入畑ダム共同施設の一部有償譲渡に伴う対価(27 億円余)については、企業債繰上償還金、他会計からの借入金返済の財源とするなど、財務体質の改善に寄与し、更には今後の改良事業の財源として活用が予定されているところであるが、この譲渡に伴い特別損失が発生し、欠損金が計上されたことから、一層の業務の効率化と経営の健全化を図り、早期の欠損金解消に努められたい。
- ③ 今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針」に掲げる取組を着実に実行し、工業用水の安定供給に努めるとともに、県企業誘致担当部局との連携を図りながら新たな需要を開拓するなど、地域社会の発展と県民福祉の向上に寄与することを期待する。

5 『平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率』審査意見書

(1) 『平成23年度決算に基づく健全化判断比率』審査結果

審査に付された平成23年度の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比 率 名	平成 24 年度	(参 考)			
		平成 23 年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	— %	— %	ポ イ ント —	3. 7 5 %	5. 0 0 %
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	8. 7 5	1 5. 0 0
実 質 公 債 費 比 率	1 8. 6	1 7. 6	1. 0	2 5. 0	3 5. 0
将 来 負 担 比 率	2 5 7. 7	2 6 0. 1	△ 2. 4	4 0 0. 0	

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額がないことから算定されない。

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

② 連結実質赤字比率

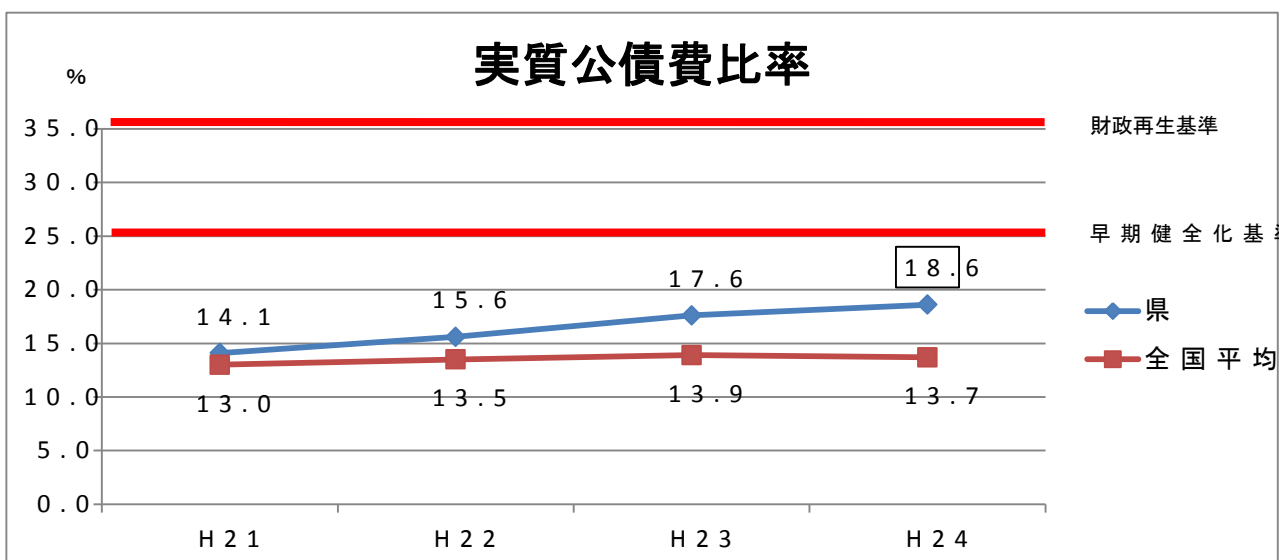
連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額がないことから算定されない。

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、18.6%で、前年度に比べ 1.0 ポイント増加し、早期健全化基準の 25.0%を 6.4 ポイント下回っている。ただし、起債に当たり、総務大臣の許可が必要となる 18%を超えた。

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。

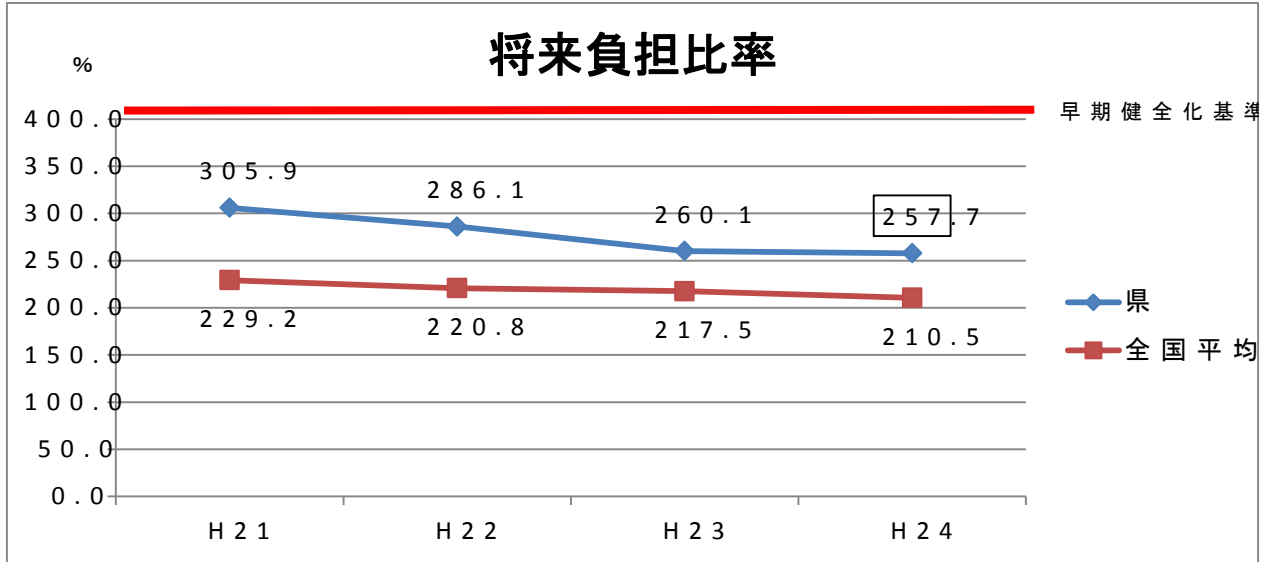


(H24 全国平均は速報値)

④ 将来負担比率

将来負担比率は、257.7%となっており、前年度に比べ 2.4 ポイント減少し、早期健全化基準の 400.0%を 142.3 ポイント下回っている。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。
この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。



(H24 全国平均は速報値)

(2) 『平成 24 年度決算に基づく資金不足比率』審査結果

審査に付された各公営企業会計の平成 24 年度の資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各公営企業会計の資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

公営企業会計名	平成 24 年度 資金不足比率	(参 考)		
		平成 23 年度 資金不足比率	増 減	経営健全化基準
岩手県流域下水道事業特別会計	— %	— %	ポ イ ント —	20.0 %
岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	
岩手県立病院等事業会計	—	—	—	
岩手県電気事業会計	—	—	—	
岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	